## 有料職業紹介サービスについてのご案内

#### ■取扱いができる職種、地域などについて

職種…全職種

地域…国内

ただし、港湾運送業務に就く職種、建設業務に就く職種は、職業安定法の定めにより取扱うことができません。

※若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取扱いません。

#### ■当社の特徴

当社は、2001年3月に開業して以来、地元福井の独立系総合就職支援企業として人材サービスを提供して参りました。 職業紹介サービスについては、最初から直接雇用(正社員、契約社員、パート社員等)、紹介予定派遣、長年勤務した評価 の高い派遣スタッフの正社員化による職業紹介などの実績を多数積み上げて参りました。

ご相談を頂いた企業様には、必ず営業担当者が訪問し、企業様の求人内容の把握を行います。

仕事を探している求職者には、面談担当者と営業担当者が2度にわたり、求職者と面談、キャリアコンサルティングを行うことで、求職者自身の意思、能力、資質を把握し、仕事の紹介を行います。

企業様、求職者の両方への理解を深めることで、質の高いマッチングを実現して参りました。

おかげ様で、地元福井の総合就職支援企業としてはリーディングカンパニーとして事業を展開しています。

#### ■当社の強み

主に、事務系職種のマッチングに強みを持っています。

2001年からの事業活動により、地元福井の幅広い企業様からの求人相談を受け付けています。

人材派遣、職業紹介のサービスを受けた求職者からの紹介による求職相談者の割合が全体の4割を占めます。

2015年度より、福井県の事業「福井県産業人材 U・I ターン促進事業」を受託し、U・I ターンによるキャリア人材のマッチングを促進しています。また、事業に関連して企業の人事担当者向けのセミナーを開催し、企業の採用スキル向上を行っています。

2015年度より、内閣府の事業「プロフェッショナル人材事業」に参画し、キャリア人材と県内企業とのマッチング実績を上げています。

県外(主に都市部)の人材会社と提携をし、高いスキルを持った人材の紹介を行っています。

※現在提携しているのは、建設系の資格(建築士、建築施工管理技士等)に強い人材会社です。今後提携する人材会社 を増やしていく予定です。

県外の人材会社との幅広いネットワークを持っていますので、最新の情報を常に提供できます。

## ■職業紹介手数料および返戻金制度について

企業様から求人のご依頼を受けた場合、まず、基本契約書の締結と職業紹介手数料の御見積をさせて頂きます。

職業紹介手数料は、求人に対するマッチングが成功し、採用が決定した場合に成功報酬としてお支払い頂きます。

採用決定者が万一早期退職をした場合には、お支払い頂いた職業紹介手数料のうち、一定の割合でご返金いたします。

(基本契約書にて保証事項として定めます)

※裏面の手数料表をご参照ください。

## ■お気軽に、下記の連絡先までお問い合わせください。













# 職業紹介手数料についてのご案内

※届出制手数料に係わる手数料表です。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受けるときの事務費用	500円
	手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者 に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合そ の他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求 職者の年間賃金※の40%
	手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求
的な相談・助言	職者の年間賃金※の <u>35%</u>
	手数料負担者は <u>求人者</u> とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための	着手金 <u>50, 000円</u>
調査・探索	活動1日当たり 15,000円
	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求 職者の年間賃金※の <u>25%</u>
	手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相 談·助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求 職者の年間賃金※の35%
	手数料負担者は <u>求人者</u> とします。

上記手数料に、別途消費税を合わせて請求します。

### ※年間賃金について

- ・期間の定めのない雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)
- ・期間の定めのある雇用契約の紹介の場合 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に 支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)
- ご依頼内容により、ご相談に応じます。











